

北広島町庁舎アトリウム遊具整備業務仕様書

1. 業務名

北広島町庁舎アトリウム遊具整備業務

2. 事業目的

北広島町では、子育て世代包括支援センター『ネウボラ きたひろしま「てごてご」』を通じて、妊娠期から子育て期にかけての切れ目ない支援を提供している。この取り組みをさらに推進するため、役場本庁舎のガラス張りで開放的な空間（アトリウム）を活用して、未就学児が楽しめる遊具の設置を計画している。

遊具の設置事業者については、民間事業者の専門性や創意工夫による魅力的な提案を公募型プロポーザル方式により総合的に評価し、最も実効性が高いと評価される者を優先候補者として選定する。

3. 事業期間

契約締結日から令和8年10月31日まで

4. 設置場所

広島県山県郡北広島町有田1234番地 北広島町役場本庁舎1階アトリウム

5. 業務内容

本業務の主な業務内容は次のとおりである。

- (1) 木製遊具等の設計
- (2) 木製遊具等の調達（制作を含む）
- (3) 木製遊具等の搬入及び設置（安全対策を含む）

6. アトリウムの現状と求める機能

庁舎アトリウムには、子育て世代向けの相談・支援スペース「てごてごルーム」を配置し、主に未就学児の子育て支援に取り組んでいるが、この子育て支援の一環で同じフロアに子どもたちの遊びの場を提供するものである。外からでも見えるガラス張りの庁舎を活かして、子どもを引くシンボリックな木製遊具を配備したいと考えている。

なお、設置スペースが限られているため、既存のプレイパーク（こどもコミュニティ広場）との位置変更、またはプレイパークを廃止とする提案も認めるものとする。

また、仕様でも移動可能な木製遊具としているため、必ずしも単体である必要はない。

利用対象者：0歳～5歳までの未就学児及び保護者等

利用料：無料

人員配置：アトリウム内には管理人等を配置せず、利用者が自主的に利用する。

7. 遊具の仕様

(1) 使用材料

○木材

木材使用率が製品全体の体積比で 50 パーセント以上であり、食品衛生法に適合する塗料または無塗料（オイルフィニッシュ等）を使用して、子どもが舐めても安全な仕上げ・塗装であること。

使用木材の産地について指定はしないが、北広島町産材または広島県産材を使用する場合には書類審査での加対象とする。

○金物

ステンレスやメッキ処理されたものを使用し、錆の発生を防ぐこと。

○その他

高密度ポリエチレン（HDPE）樹脂、繊維強化プラスチック（FRP）、ウレタン、金属等のその他の材料については、木材使用率の基準を満たしていれば使用可能である。

(2) 構造と安全基準

○（一社）日本公園施設業協会の JPFA-SP-S:2014「公園施設安全基準」を満たすこと。

○遊具は自重で安定する据置型で移動可能とし、アンカー固定は不可とする。

○すべての角は丸みを持たせ、ささくれや突起物がないように面取りで仕上げること。

(3) 寸法

○サイズは指定しないが、屋内設置のため安全確保距離を考慮した設計とすること。

(4) 点検・メンテナンス

○日常点検で、ささくれ、割れ、ぐらつき、ネジの緩みを目視・触診で確認できる構造とすること。

(5) デザイン・機能

「ユニバーサルデザイン」「木育（もくいく）」など知育や障がいの有無に関わらず遊べるデザイン・機能とすること。

8. 納品

搬入口は庁舎正面の自動ドア（幅 1700 mm × 高さ 2300mm）とする。

現場での組立てが必要な場合は、あらかじめ搬入から完成までに要する日数等を提案書へ明記しておくこと。

9. 留意事項

(1) 受注者は、町と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。

(2) 受注者は、本業務の実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに町と協議し、その指示を受けること。

(3) 受注者は、業務上発生した障害や事故について、大小に関わらず町へ報告するとともに

に、早急に対応を行うこと。

(4) 受注者は、本業務を行うにあたり個人情報を取扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定を遵守し、その取扱いには十分留意したうえ、漏洩、滅失及び毀損の防止など、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(5) 本仕様書に定めのない事項や記載事項を変更する必要があるときは、町と受注者で協議して定めるものとする。

10. その他

この仕様書は、本件が想定する最低限の業務の概要を示すもので、事業者の提案内容を制限するものではない。この内容を踏まえた上で最良の提案を行うこと。受注候補者の決定後、プロポーザルでの提案を踏まえ仕様を決定する。

別紙 1 平面図

別紙 2 現況写真